

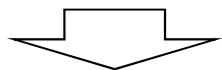
地域に根差す造船技術・技能者の確保

平成27年度予算額
8百万円（新規）

- 造船企業と教育機関の関係が弱まっており、教員や学生・生徒が、造船の現場の実態や魅力を理解する者が減少。
- 地域に根差す将来の造船人材の確保と育成を図るため、産学の連携を強化することで造船業を目指す若者の拡大を図る。

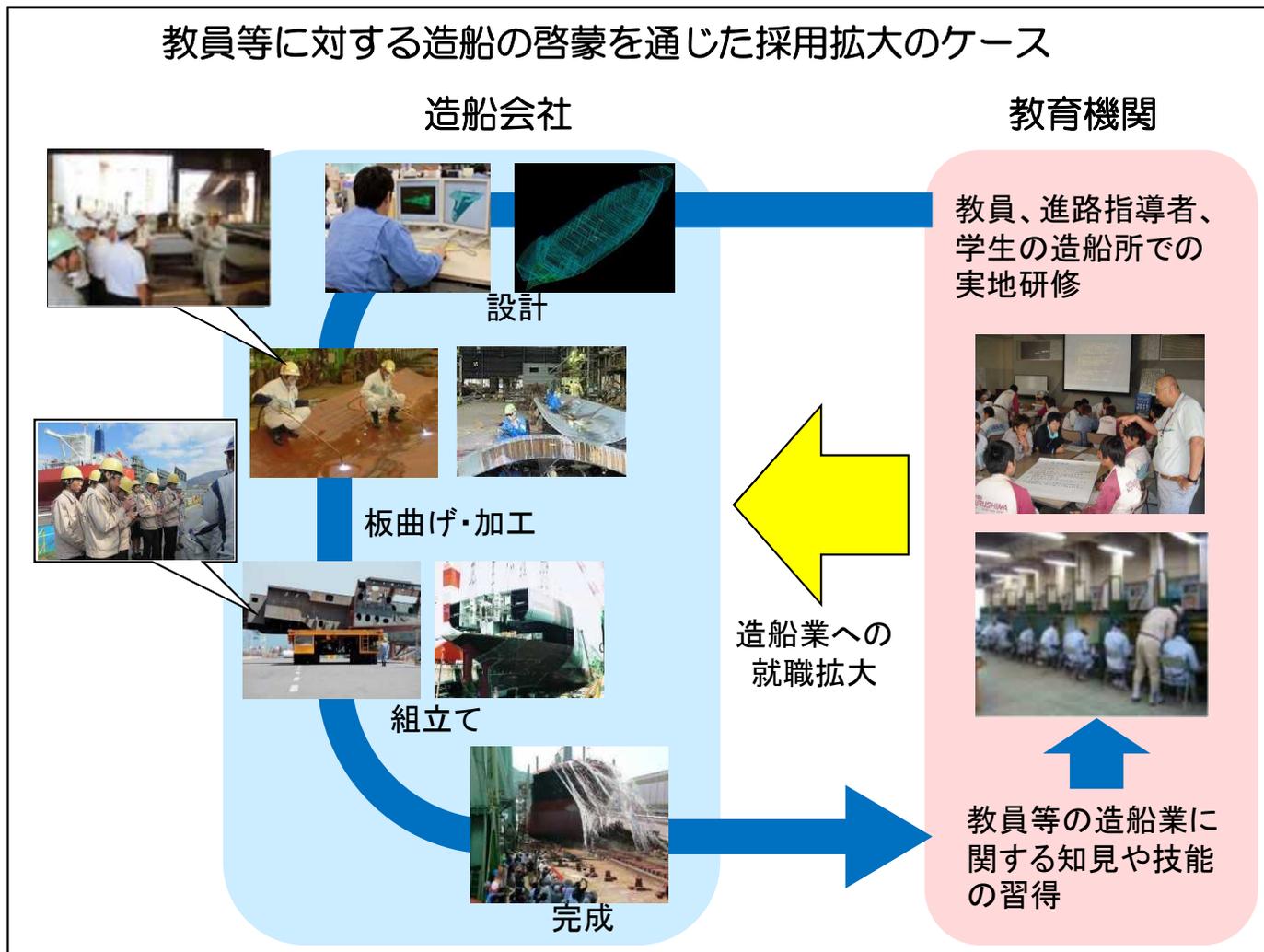
H27年度は、産学連携による以下のような取組を支援

- ①教員、進路指導者等に対する現場体験、情報発信
- ②学生に対する造船所等でのインターンシップの実施、専門カリキュラム開設



- ・幅広い実践的知見の習得
- ・造船と地域の魅力の啓蒙

教員等に対する造船の啓蒙を通じた採用拡大のケース



「造船業を目指す若者を増やすための産学ネットワーク構築業務」について(案)

1. 事業目的

我が国造船業は、高い国内生産率を維持して我が国の輸出を支えるとともに、関連産業が地域に集積する裾野の広い労働産業として地方の経済と雇用の支柱になっており、引き続きこのような役割を担っていくことが必要とされている。そのためには、持続的な競争力の向上が不可欠であり、また、増産局面にある造船需要への的確な対応も重要な課題となっている。特に中小造船事業者においては造船技術者等の高齢化が顕在化しており、早急な対応が必要とされている。このような状況の中、造船事業者において船舶の設計・工程管理に携わる技術者、溶接・組立て等の現場作業を行う技能者の継続的な確保が可能となるよう、教育機関、関係自治体等と地域の造船事業者の人的ネットワークを再構築するとともに、教員や学生・生徒の就職先としての造船の理解を深める手法を確立する。

2. 実施方法

地域に集積する造船所や関連事業者等の連携の下で、進路指導の教員や将来を担う学生・生徒等を実習生等として受入れ、造船業における設計や現場の「ものづくり」の魅力を理解してもらうためのプログラムの企画・実施を、モデル事業として公募・選定の上、実施することとする。

○事業予算： 8,000 千円(消費税別)

○想定スケジュール

6 月 12 日	第 3 回「造船業・海洋産業における人材確保・育成方策に関する検討会」 において事業内容審議
6 月中旬～7 月末	企画競争実施の公示
8 月上旬	請負者選定
～平成 28 年 3 月	事業実施

3. 事業内容

(1) インターネット等の実施

・造船業の特性を考慮した上で、造船事業者におけるインターネット等の実施に必要なカリキュラムを作成し、モデル地域の複数造船事業者等の参画を得て、教員及び学生・生徒(大学、高等学校等)の別に、それぞれ設計や現場の「ものづくり」に関する講習見学会及びインターネットを実施する。なお、実施に際しては、女性の参画促進についても考慮する。

(2) インターネット等ガイダンスの作成等

・実施した各インターネット等の有効性をそれぞれ評価・分析し、地域の造船事業者及びその関連事業者の協力・連携による効果的かつ有効なインターネットの実施を他の地域に普及させることを目的とし、モデルとなるインターネットのカリキュラム、地域における役割分担の方法、教育機関との調整方法や手続き、受け入れに必要な準備、実施における留意事項などをとりまとめたガイダンスを作成する。

(3) 成果物等の取扱い

・本事業により実施したインターネット等事業の模様・評価等とともに、地方運輸局等、業界団体を有効に活用し、国土交通省ホームページへの掲載や説明会等により当該ガイダンスを広く周知していくこととする。

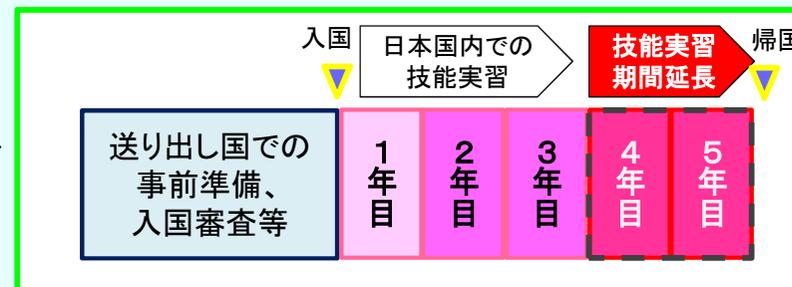
造船における外国人材の活用に係る施策

「日本再興戦略改訂2014」（6月24日閣議決定）において、「外国人が日本で活躍できる社会へ」として、以下の2つの造船に関連する施策が取り上げられている。

外国人技能実習制度の見直し

「管理監督体制の抜本的強化を図りつつ、対象職種の拡大、技能実習期間の延長（最大3年間→最大5年間）、受け入れ枠の拡大等を行う（2015年度中に実施）」

※ 造船業では溶接、塗装等の技能職に毎年千名以上の実習生を受け入れている。

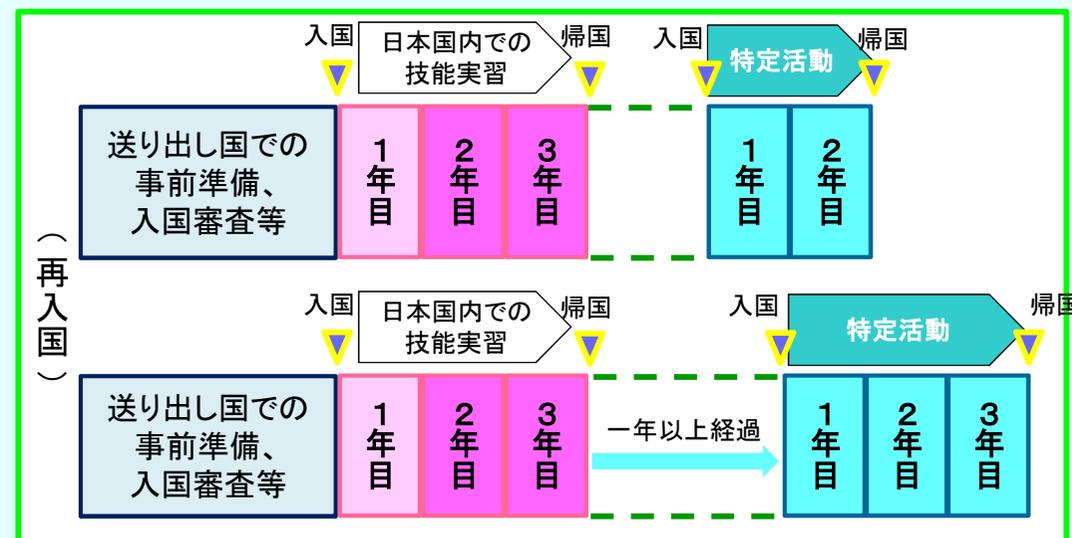


即戦力となる外国人材の活用 (外国人造船就労者受入事業)

「造船業について(中略)建設業と同様の緊急かつ時限的措置を講ずる」。(建設分野の措置については、4月4日、閣僚会議で決定済)

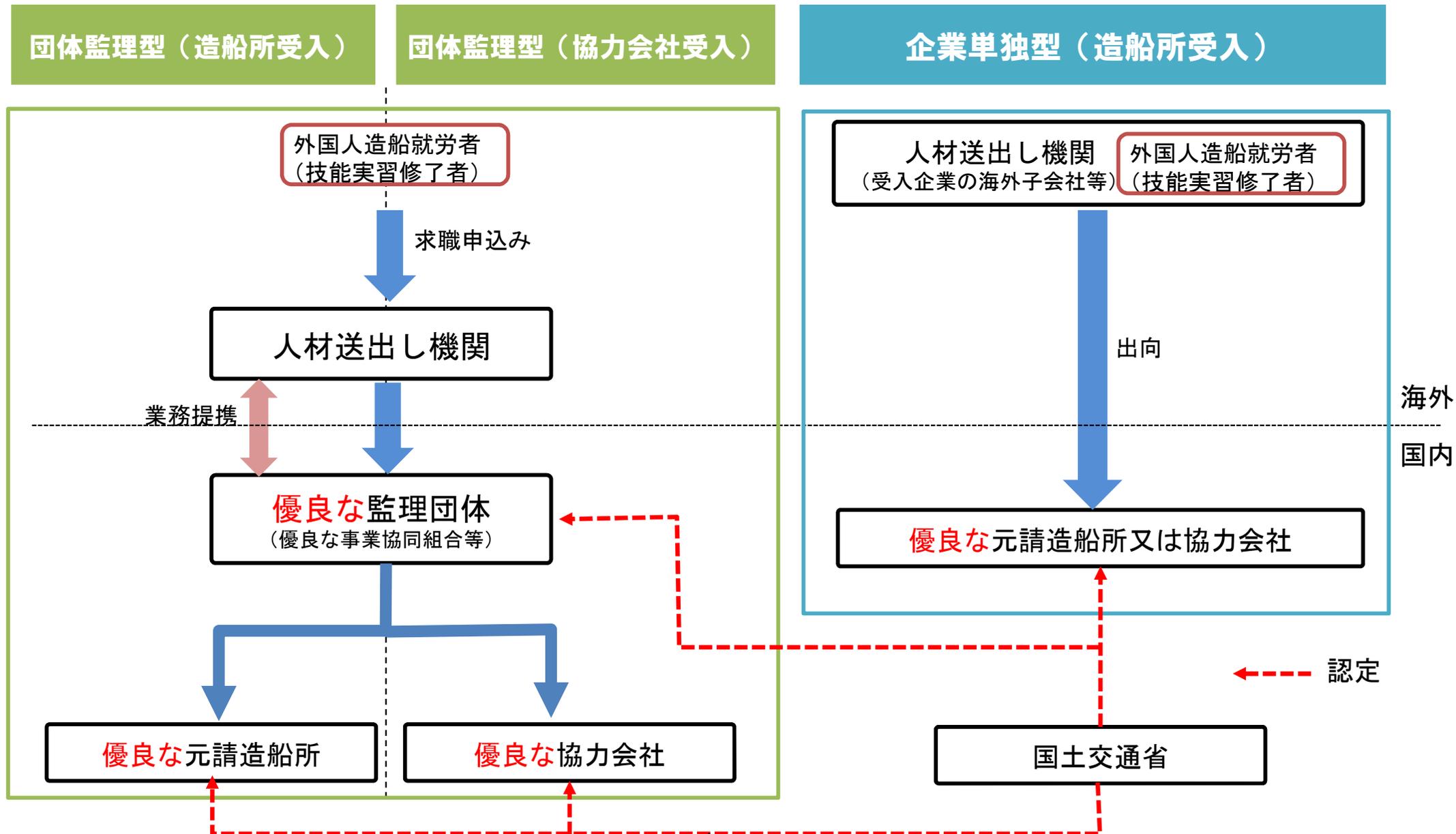
【緊急かつ時限的措置(建設及び造船)】

- ・期間：2015年度初頭～2020年度まで
- ・在留資格：「特定活動」
- ・在留期間：最大3年(右図参照)
- ・受入対象者：技能実習の修了者
(過去に修了し帰国した者を含む)



外国人造船就労者受入事業 3類型

外国人造船就労者受入事業は、監理団体の中で ①元請け企業が受け入れる場合、②協力会社が受け入れる場合と、③企業が単独で海外子会社等から受け入れる場合の、3類型。



■ スケジュール

昨年12月26日 外国人造船就労者受入事業に係る告示、ガイドラインを公表

今年 1月1日 申請書等受付開始

4月～ 外国人材受入開始

■ 認定状況（6月9日時点）

企業単独型 8造船会社

団体監理型 3造船会社
12造船協力会社

優良な監理団体として、15団体を認定

※認定済み造船企業の外国人造船就労者の受入れ計画は約3,700人（6年間延べ人数）

■ 高度外国人材向けの在留資格を新設

従来より、就労を目的とした在留資格（医療、技術等）を有する外国人について、一定の要件を満たした場合には、在留期間「5年」の付与等が認められていたところであるが、昨年6月の出入国管理及び難民認定法の改正法の成立を受け、本年4月に、高度外国人材に特化した在留期間無期限の新しい在留資格「高度専門職」を創設。

■ 外国人技能実習制度の新制度への移行

管理監督体制の強化（技能実習計画の認定の制度化、新たな管理監督機関の創設等）を前提とする、制度の拡充（優良な監理団体等に限った最長実習期間の3→5年への拡大、受入れ人数枠の拡大等）、外国人技能実習機構の創設等を内容とする外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案を国会に提出。

■ 製造業における海外子会社等従業員の国内受入れ

我が国製造業の海外展開が加速し、産業の空洞化が懸念される状況において、国内拠点をマザー工場として海外拠点と役割分担する生産活動の実現及びこれを前提とした研究開発や設備投資を可能にするための制度を整備することを検討する。（「日本再興戦略」改訂2014）

海洋資源開発の基盤となる技術者の育成システムの構築に向けた環境整備を実施。

- ① 専門カリキュラム・教材の開発
- ◆ 海洋開発関連技術者に必要となる幅広い分野（船舶工学、安全工学、オペレーション等）をカバー
 - ◆ 海洋資源開発関連産業に対する学生の理解増進を図るための産業概論のような基礎的なものから先端技術に関するものまで、産業界の要請に沿ったカリキュラム・教材を開発

- ② シミュレーションの開発
- ◆ 海洋構造物の設計・操船等に必要となる海洋構造物のオペレーションに関する基礎的知識に習熟するためのシミュレーションを開発し、実習経験の補完に活用
 - ◆ 特に産業界から必要性の声が上がったDPS（動的位置保持システム）について、世界標準レベルのシミュレーションを開発

- ③ 海外との連携に向けた調査
- ◆ 海洋資源産出国の大学や海洋構造物の建造等を行っている企業等との連携（インターンシップ等）の可能性の検討に向けて基礎的情報を収集

